

平成23年度事業計画(案)

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1 事業計画の策定にあたって

三陸沖を震源とした東北地方太平洋沖地震が発生し、日本国土は未曾有の大災害を受け、さらには原発の事故にも及ぶという いまだかつて経験のない甚大な被害となっています。被害を受けられた、皆様には一日も早いライフラインの普及と復興が進められるよう心から願っています。我々建築士事務所協会といたしましても行政と連携して、その支援に努めていく所存です。

日本の社会、経済は、長引く不況、産業の空洞化、国も地方も厳しい財政状況、少子高齢化が一段と進む中、大きな曲がり角にきていると言われております。建築士事務所も 厳しい環境に置かれていると言わざるを得ません。しかし、建築士事務所は、国民生活、産業界に安心安全のための質の高い建築物等を造ることを通じて、社会に貢献して責任を果たしていくということが、建築士事務所に課せられた最大の責務であります。そういった中、建築物を取り巻く社会的要請は益々複雑多義にわたり 環境の保全、整備や資源の保護への配慮また高齢者、障害者を含めたすべての人々が快適に暮らせる街づくりへの協力、配慮が必要です。

また、国では建築に関する法律体系が見直され、基準法の運用が徐々に緩和され建築士事務所の業務の円滑化が図られようとしています。ところが建築士事務所の中には少なからず、法令遵守から逸脱した事務所が残念ながら見受けられ、多数の建築事務所が処分されております。建築士事務所の社会的地位の向上には課題が多く、これらの諸課題に積極的に取り組み地域社会からの信頼を高め社会的地位の向上を図るため、自己研鑽を積むための、諸々の研修会、講習会の機会を多く得たいと思います。

指定事務所登録機関の愛知県からの指定も3年目を迎え、登録、更新事務の充実に努め、建築士事務所のより良い向上の手助けをして参りたいと考えております。

また、喫緊の課題として今回の大地震の発生により 津波による甚大な被害の中、建築物も倒壊し甚大な被害を被っていると聞いております。国民、県民の人命と財産を守ることからも耐震改修の推進に行政とともに積極的に協力して参ります。

そこで、喫緊の8つの課題を重点項目としてあげ、本年の事業計画とします。

2. 重点事項

- 1) 県民生活の向上に資するため、建築士法第27条の2の業務を行うため、建築士事務所協会の業務の円滑化と社会的地位の向上を図り 諸制度の適切な対応に努める。
- 2) 法定団体としてふさわしい体制を整える。そのため会員名簿の閲覧や苦情解決をより推進する。
- 3) 建築士事務所協会が公益法人としての役割を県民に理解されるべく資質、能力の向上を引き続き図る。

- 4) 指定事務所登録機関として、建築士事務所により良い情報提供を行いサポート業務等の責務を図る。
- 5) 会と会員の健全な発展を図るため、委員会の更なる活性化と諸々の研修会、講習会を実施し、あわせて会のPR及び会員増強を図る。
- 6) 法定講習会については、連合会等と連携し、その講習の実施事務を行い、更に事務所に属する建築士等に対する実務のための研修の充実を図る。
- 7) 国土交通省告示15号(業務報酬基準)の普及を図る。
- 8) 日事連、愛知県建築物地震対策推進協議会、その他行政への協力をする。

3. 事業計画

総務 財務に関すること

- 1) 組織 運営の整備
- 2) 建築設計 監理の着実な発展を図るため積極的に行政庁への要望、陳情活動の実施
- 3) 第36回建築士事務所全国大会の参加
- 4) 諸規程の制定 改定
- 5) 会議の運営
- 6) 中小企業退職金共済制度の加入促進
- 7) 会員表彰及び推薦
- 8) 会員増強 財務補強対策

教育 情報に関すること

- 1) 開設者並びに属する建築士の研修の実施、及び関係行政機関等との連絡会議の実施
- 2) 管理建築士講習及び建築士事務所に属する建築士に対する定期講習への対応
- 3) 安全 安心事業の推進
- 4) 建築ウォッチングの実施

経営に関すること

- 1) 国土交通省告示15号改正への対応
- 2) 設計監理業務料のダンピング対策について地方公共団体に理解を求める
- 3) 設計事務所経営の研究
- 4) 建築士事務所賠償責任保険の加入促進
- 5) 業務品質の向上支援
- 6) コンペ事業の推進
- 7) (社)愛知県建築士事務所協会 建築賞の運営
- 8) 建築士事務所への支援業務(経営に関すること)の実施

技術に関すること

- 1) 行政機関等に協力し、耐震診断 耐震改修等の推進に努め、相談業務等についても積極的な対応を図る

- 2) 愛知県建築物地震対策推進協議会、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会、愛知県設計入力地震動研究協議会、(財)愛知県建築住宅センター及び(独)住宅金融支援機構等の諸事業に協力
- 3) 正会員と賛助会員相互の情報交換を積極的に行い、委員会等を開催
- 4) 鉄骨造建築物の工事適正化のためのチェックリストの作成準備
- 5) 建築基準法等の一部改正等への対応
- 6) 建築材料及び工法の会員への情報提供
- 7) 建築士事務所への支援業務(技術に関する事)の実施
- 8) 愛知県との災害ボランティア協定の推進

広報 渉外に関する事

- 1) デザインコンテストの実施
- 2) 建築士事務所キャンペーンの実施
- 3) 建築関係団体の催事等に積極的に協力するための体制作りを図る
- 4) 会報の発行及び手帳の作成
- 5) 本会ホームページの充実及び維持管理
- 6) 建築士事務所協会及び建築士事務所のPR
- 7) 新たな建築制度の県民へのPR

指導に関する事

- 1) 改正建築士法第27条の2第3項による建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決業務
- 2) 建築士事務所に設計等を依頼する建築主等からの相談業務
- 3) 前記1) 2)を行うことにより 当協会の地位向上及びPRに努める

(社)日本建築士事務所協会連合会事業への協力